

2月
定例会

05年度関係議案 全て原案どおり可決

日本共産党は「国民保護計画関連条例」「地下街開発(株)経営改善策」に反対

2月28日の広島市議会・本会議では、05年度関係の議案が全て原案どおり可決しました。

日本共産党市議団は、国民保護計画を策定するための条例案について、「ヒロシマが核攻撃を想定した住民避難計画をつくることは許されない」と指摘して反対。この問題を広島市議会でもとりあげたのは日本共産党と社民党だけでした。

また、紙屋町シャレオを運営する第三セクター、地下街開発(株)の経営改善策については、「民間の責任を棚上げしたまま、後世にツケをまわすやり方だ」と徹底追及して反対しました。(地下街開発については裏面参照)

2月補正予算については、市立養護学校建て替え用地を分離新設を前提に早急に決めること、新火葬場整備は未利用地を活用することなどの意見を付して賛成。その他の議案は賛成しました。

これらの問題をとりあげた皆川けいし議員の質疑と答弁、中原ひろみ議員の討論の全文を市議団ホームページに掲載しています。

国民保護計画
関連条例

国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)は、「日本有事」の際の住民避難など「国民保護計画」の策定を地方自治体に義務付けています。この流れに沿って、市は「広島市国民保護対策本部及び広島市緊急対処事態対策本部条例」「広島市国民保護協議会条例」を2月議会に提案しました。以下、日本共産党市議団がとりあげた問題をまとめて掲載します。

「国民保護」は名ばかり

日本を攻撃する国はないと政府も認めていますが、在日米軍があるためにアメリカの戦争に日本が巻き込まれる危険はいつも付きまとっています。有事法制は、日本が武力攻撃されていなくても、日本への武力攻撃が「予測される」と政府が判断すれば直ちに発動されます。

国民保護法は、武力攻撃や大規模テロがあった場合の「住民の命や財産を守るための仕組みづくり」をうたっていますが、軍事行動と住民避難のどちらが優先されるかとの質問に、市は「国が調整することになる」としか言えませんでした。

国民保護計画は、「国民保護」は名ばかりで、平時から住民や行政が「有事」に対応できるようにするものに他なりません。



核攻撃まで想定!?

唯一の被爆国でありながら、政府は、核攻撃も想定した計画を策定するよう自治体に求めています。総務委員会(2/27)で村上議員は、「この計画がどういうものなのか、ほとんどの市民が知らない。ヒロシマの市民感情もある。もっと時間をかけて慎重に考えるべ

き」と強調しましたが、市は「策定を急げとの国の通知もある。全国に遅れないように策定する必要がある」と述べ、あくまで国のいいなりに進める姿勢を崩しませんでした。

核攻撃を想定した「国民保護計画」を広島市がつくることは、核兵器廃絶を願うヒロシマの心と絶対に相容れません。

計画策定を「協議会」に一任

「国民保護計画」には、住民の避難・救援計画や武力攻撃による災害の復旧措置など重大な内容が盛り込まれることとなります。ところが、市はきちんとした指針も示さないまま、計画の策定をわずか50人の協議会に一任してしまいます。「国民保護計画」に関する議案は今回限りであり、議会が計画の中身をチェックできるしくみにはなっていません。

本会議の質疑(2/23)で皆川けいし議員は、「国民保護計画の内容が議会の議決事項でないなら、なおさら市の基本指針をまず議会に示し、慎重に審議すべきではないか」と迫りましたが、市は「適宜、市民や議会に説明して政策決定に反映させたい」との答弁を繰り返すのみでした。

114万市民の命と安全を守る立場にありながら、市の姿勢はあまりに無責任と言わざるをえません。

おもな有事法制関連法
(市答弁より)

国民保護法	国民の避難・救援手続きや国民の協力のあり方を規定する
国際人道法違反行為処罰法	国際人道法が規定する違反行為に対する罰則、重要な文化財を破壊する罪等を定める
米軍行動措置法	自衛隊による物資・役務の提供による米軍の行動を円滑化する
改正自衛隊法	私有地や家屋の強制使用、私有地の緊急通行を認めるなど、自衛隊の行動の円滑化や、米軍との物品・役務の相互提供の手続きを規定する
外国軍用品等海上輸送規正法	敵国への武器などの海上輸送阻止のための臨検を可能とする
特定公共施設等利用法	港湾・空港などを自衛隊や米軍、避難民のどちらが優先利用するかを調整する

173億円の「損失補償」第二の借金を可決

市当局から「共産党の質問は的を射ている」との声

広島市は、昨年9月の中間決算で64億円もの債務超過に陥った第三セクター、広島地下街開発株式会社(紙屋町地下街シャレオ管理運営)の経営改善策として、金融機関が追加資金融資(最大約76億円)などを引き受ける代わりに、同社が倒産した場合、広島市が金融機関に最大173億円の損失補償することなどを2月議会に提案しました。

日本共産党市議団は、秋葉市政の7年間の問題だけでなく、初めから破たんすることが明らかだった「地下街構想」を立ち上げ、これに市を巻き込んだ民間8社の責任を徹底追及。「後世にツケを回す改善策は認められない」と論陣を張り、市当局や議会の一部からも「共産党の質問は的を射ている」との声があがりました。

一方、保守系会派は「地下街構想」を推し進めてきた自らの責任を棚上げにしたまま、経営悪化の原因が秋葉市長と現経営陣にあると誇張。市の経営改善策に猛反発していましたが、経営改善策の可決の見通しが立たなくなったことをうけて、地下街開発の社長・常務が辞任表明した途端、あっさり賛成。この変わり様をマスコミは「支援妥当性かすむ」(中国新聞2月25日付)と批判しました。



紙屋町シャレオのホームページより

可決した地下街開発「経営改善策」

広島市	<ul style="list-style-type: none"> ○同社が倒産した場合の金融機関に対する損失補償(最大173億円) ○市貸付金(67億円)の金利を1.0%から0.1%に引下げ=利息収入33億円減 ○市貸付金の返済開始を平成72年(2060年)に先送り
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ○長期貸付金(今年度末残高48億円)の金利引下げと返済期間延長=利息収入73億円減 ○最大76億円の追加資金融資(2059年までに完済予定)

民間の責任

元々、市はアストラムの駅を結ぶ地下歩道を考えていましたが、店舗を設け東西南北に伸びる「地下街構想」を考え出したのは民間です。バブル発想の過剰投資をひきずり、いい加減な収支計画でスタートしたことが今日の経営破たんを招きました。

いい加減な「構想」を立ち上げた民間8社の責任は極めて重大であるにもかかわらず、今回の銀行の追加融資(最大76億円)は、万一、地下街開発(株)が倒産した場合でも、市が「保証人」として銀行に最大173億円損失補償することが条件となっています。

市が資本参加する際に後付けで考えだされた「採算性」は開業前にほころび、市が銀行の肩代わりをして75億円もの公金を追加投入した経緯もあります。市民の税金で後始末するやり方ではなく、民間8社は市の損失補償を条件にしない追加融資や思い切った債権放棄など、自ら立ち上げた会社の再建にきちんと責任を負うべきです。

将来の負担増

損失補償、いわゆる債務負担行為は、将来の歳出を拘束する「第二の借金」と言われています。市の債務負担行為は総額2,199億円(04年度決算)もあり、今回の改善策ですらに膨らみます。市貸付金(67億円)の返済は銀行への借金完済後、2060年(平成72年)に先送りされ、さらに金利の引き下げで33億円もの利息収入も消えてしまいます。

173億円もの保証人になり、借金返済を半世紀以上待ち、利息収入を33億円減らすことが、市の掲げる「将来世代へ過度の負担を残さない財政運営」(行革大綱)と言えるのでしょうか。

思い切った改善策を

総務省は、第三セクターに関する通知(03年)で「自治体が過度の負担を負うことのないよう」にし、法的整理も検討すべきとしています。市は、民間8社に経営再建の責任をとるよう粘り強く求め、少しでも市民の負担が軽減されるよう最善の努力を尽くすべきです。

党市議団は、従来の地下街の枠組みを残したままでは経営再建に限界があると指摘し、思い切った規模縮小を検討するよう迫りましたが、市は「有機的につながっている施設であるため困難」と消極的な姿勢を示しました。

— これまでの経緯 —

1988年 地下街構想推進委員会(委員長:橋口広銀頭取)発足

1990年 広銀、日本興銀、NTT中国不動産、広島そごう、ダイイチなど民間8社の出資で地下街開発(株)を設立

1991年 地下街開発(株)、ひろぎん経済研究所などが「地下街構想」とりまとめ

1992年 民間が行政の資本参加を強力に要請。前年の市長選で当選した平岡市長が市の資本参加を決定し、第三セクターとして地下街開発(株)が発足。

以降、アジア大会(94年)に向けて事業計画が膨らみ議会も後押し。共産党は「必要性や採算性がはっきりしない事業に税金投入してはならない」と反対貫く

1999年 民間の資金調達の前倒しが狂い、銀行の代わりに市が75億円貸付けることを決定。この開業前の公金追加投入に共産党は反対

2001年 「シャレオ」オープン

2005年 地下街開発(株)が64億円の債務超過に陥る

メールニュース登録募集中
市議団HPで登録できます